

総務教育常任委員会資料

(平成23年12月14日)

〔 件 名 〕

- ・ 地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針について
【政策法務課】・・・1
- ・ 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
【政策法務課、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局】・・・5
- ・ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【営繕課】・・・6
- ・ 「秋田・鳥取うまいぞハタハタフェスティバル」の開催結果について
【東京本部】・・・7
- ・ 関西における企業展示商談会の実施結果等について
【関西本部】・・・8
- ・ 関西におけるIJUターン促進の取組について
【関西本部】・・・9
- ・ 関西圏における情報発信について
【関西本部】・・・10
- ・ 名古屋・中京圏での鳥取県の取組について
【名古屋本部】・・・12
- ・ 雇用情勢の急速な悪化に対応した緊急雇用対策の実施について
【人事企画課】・・・13
- ・ 新たな定数管理の方針（案）について
【業務効率推進課】・・・14
- ・ 平成23年度「県庁カイゼン発表会」の開催について
【業務効率推進課】・・・23
- ・ 県・市町村等職員研修の共同化について
【職員人材開発センター、人事企画課】・・・24
- ・ 鳥取県人権意識調査の結果概要について
【人権・同和対策課】・・・25

総 務 部

地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針について

平成23年12月14日
政 策 法 務 課

1 地域主権一括法の概要

① 名称等

	法律名	改正法律数	成立年月日	公布年月日
1次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）	41法律	平成23年4月28日	平成23年5月2日
2次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）	188法律	平成23年8月26日	平成23年8月30日

② 内容

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために複数の法律を一括して改正するもので、従来政令・省令で定められていた児童福祉施設の設備・運用基準、公営住宅の入居収入基準・整備基準、道路構造の技術的基準などの施設・公物の設置管理の基準が条例に委任された。

③ 施行日

平成24年4月1日。ただし、ほとんどの基準の設定に関して平成25年3月31日までの期間内において条例が制定、施行されるまでの間は、国が定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置がある。

2 条例の制定・改正の方針

施設・公物の設置管理の基準が条例に委任されたことに伴い、鳥取県では31件（別紙のとおり。条例案の検討過程で変動する可能性有）の条例を制定・改正する必要があり、次のとおり議会に提案する予定としている。

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例⇒下記の6件

平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行

② 県民生活への直接の影響があり関係者からの意見聴取やパブリックコメントを実施した上で提案する条例⇒25件 平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行

3 2月議会に提案予定の条例

① 経過措置のないもの

条例	概要
鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定
図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定
博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定

② 県の事務事業の処理の基準となるもので県民生活への直接の影響が小さい条例

条例	概要
水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定
天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定
指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定

地域主権一括法に伴う条例の制定、改正予定一覧

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例【平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行】6件

No.	条例名(仮称)	概要	根拠条項		部	課	
1	鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	1	福祉保健部	子育て応援課
				3	3		
2	水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定	水道法	19	3	生活環境部	水・大気環境課
3	天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定	下水道法	7	2	生活環境部	水・大気環境課
				21	2		
4	指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15	13	生活環境部	公園自然課
				34	5		
5	図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定	図書館法	15	1	教育委員会	図書館
6	博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定	博物館法	21	1	教育委員会	博物館

② 県民生活への直接の影響がある条例【平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行】25件

No.	条例名(仮称)	概要	根拠条項		部	課	
1	保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	生活保護法	39	1	福祉保健部	福祉保健課
2	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	青少年・家庭課
3	軽費老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	軽費老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	長寿社会課
4	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	老人福祉法	17	1	福祉保健部	長寿社会課
5	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員などの基準)	介護保険法	42	1	福祉保健部	長寿社会課
				74	1		
				74	2		
6	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積などの基準)	介護保険法	88	1	福祉保健部	長寿社会課
				88	2		
7	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	97	1	福祉保健部	長寿社会課
				97	2		
				97	3		

条例名(仮称)		概要	根拠条項		部	課
8	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	110-1	福祉保健部	長寿社会課
				110-2		
9	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	介護保険法	54-1	福祉保健部	長寿社会課
				115-4-1		
				115-4-2		
10	指定障害福祉サービスの事業等に係る基準に関する条例	①指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準) ②指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者の要件の設定	障害者自立支援法	43-1	福祉保健部	障がい福祉課
				43-2		
				36-3		
11	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準に関する条例	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	障害者自立支援法	44-1	福祉保健部	障がい福祉課
				44-2		
12	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80-1	福祉保健部	障がい福祉課
13	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準に関する条例	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80-1	福祉保健部	障がい福祉課
14	福祉ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	福祉ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80-1	福祉保健部	障がい福祉課
15	障害者支援施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	①障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準) ②指定障害者支援施設の指定の申請者の要件の設定	障害者自立支援法	84-1	福祉保健部	障がい福祉課
				38-3		
16	指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	①指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、指導訓練室・病室面積、利用定員等の基準) ②指定障害児通所支援事業者の指定の申請者の要件に関する基準の設定 ③指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、衛生管理等の基準) ④指定障害児入所施設の指定の申請者の要件に関する基準の設定	児童福祉法	21-5-18-1	福祉保健部	子ども発達支援課
				21-5-18-2		
				21-5-15-2		
				24-12-1		
				24-12-2		
24-9-2						
17	保育所の設備及び運営に係る基準に関する条例	保育所の設備及び運営に係る基準の設定 (保育士数、居室面積、保育時間等の基準)	児童福祉法	45-1	福祉保健部	子育て応援課

	条例名(仮称)	概要	根拠条項			部	課
18	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	青少年・家庭課
19	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	子ども発達支援課
20	病院及び診療所の人員及び施設に係る基準に関する条例	①病床数の算定に当たっての補正の基準の設定	医療法	7-2	4	福祉保健部	医療政策課
				7-2	5		
		②専属薬剤師の設置の基準の設定		18			
	③病院・診療所の人員及び施設に関する基準の設定 (薬剤師、看護師数等の基準)		21	1			
				21	2		
21	県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	①県営住宅の整備基準・共同施設の整備基準の設定	公営住宅法	5	1	生活環境部	住宅政策課
				5	2		
	②県営住宅の入居者資格に係る収入基準の設定		23	1			
22	鳥取県都市公園条例	①都市公園の配置基準等の設定	都市公園法	3	1	生活環境部	公園自然課
				4	1		
	②移動等円滑化のために必要な公園施設の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13	1			
23	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正	①県立職業能力開発施設において行う職業訓練の例外的措置の設定 (施設外の施設で行うことができる職業訓練等の内容に関する基準)	職業能力開発促進法	15-6	1	商工労働部	雇用人材総室
				15-6	3		
		②県立職業能力開発施設における職業訓練の基準の設定 (訓練生の数、訓練期間等の基準)		19	1		
		③無料とする公共職業訓練の設定		23	1		
		④職業訓練指導員の資格の設定		28	1		
			30-2	1			
24	県道の構造等の基準に関する条例	①県道の構造の技術的基準の設定	道路法	30	3	県土整備部	道路企画課
				45	3		
		②県道に設ける道路標識の寸法の設定					
	②移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	10	1			
25	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	移動等円滑化のために必要な信号機の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36	2	警察本部	交通規制課

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成23年12月14日
政策法務課
中部総合事務所県民局
西部総合事務所県民局

1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(11月30日までに追加実施を決定した事業) 1,997千円

2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額 (うち新規雇用人件費)	雇用創出人数 (延べ)	①月額給料 ②雇用期間(予定) ③被雇用者の要件	事業内容
簿冊名変更作業等事業 (政策法務課)	449千円 (449千円)	1人	①115千円 ②H24年1月～H24年3月 ③・パソコンの基本的操作が可能な方	平成24年4月施行の「鳥取県公文書等の管理に関する条例」に基づき簿冊名を公表するため、個人名が入っているなどの簿冊名の修正作業を行う。
【被災者支援】中部総合事務所運営費 (中部総合事務所県民局)	748千円 (748千円)	1人	①115千円 ②H23年11月～H24年3月 ③・災害救助法適用地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県)に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住されていた方・パソコンの基本的操作が可能な方	東日本大震災被災者の方を非常勤職員として採用して ①情報発信(中部総合事務所ホームページによる中部地区行事予定、情報提供他) ②防災業務の事務補助(防災関係マニュアル等の整理)、その他県民局内事務補助(データ整理、文書の作成)等の業務を行う。
【被災者支援】庁舎等管理及び庶務・会計書類作成等事務補助 (西部総合事務所県民局)	800千円 (748千円)	1人	①115千円 ②H23年11月～H24年3月 ③・災害救助法適用地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県)に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住されていた方・パソコンの基本的操作が可能な方	東日本大震災被災者の方を非常勤職員として採用して ①庶務関係書類の作成補助 ②会計書類の作成補助、書類の編さん、各種書類の配布等 ③庁舎管理(倉庫整理、植栽管理、駐車場管理等)等の補助を行う。
合計	1,997千円 (1,945千円)	3人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成 23 年 12 月 14 日
 営 繕 課

【変更分】

主務課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
営繕課	中部総合事務所本館等耐震補強工事(建築)	倉吉市 東蔵城町	株式会社 井木組	契約金額 221,550,000円を 229,422,900円 (7,872,900円増額) に改める。	平成23年4月7日～ 平成23年3月16日 (変更なし)	平成23年12月6日 (第1回変更)	(変更理由) 既存建物劣化状況調査 に伴うモルタル落下防 止措置びびタイル張替工 事の追加等

「秋田・鳥取うまいぞハタハタフェスティバル」の開催結果について

平成23年12月14日
食のみやこ推進課
東京本部

ハタハタの主産地である鳥取県と秋田県が連携し、都内で「秋田・鳥取うまいぞハタハタフェスティバル」を開催したので、その結果概要を報告します。

- 1 日 時 12月10日(土) 午前10時～午後5時
11日(日) 午前10時～午後4時
- 2 会 場 東京都港区 麻布十番商店街内広場「パティオ十番」
- 3 主 催 鳥取県、秋田県、鳥取県産魚PR推進協議会、秋田県漁業協同組合、麻布十番商店街振興組合
- 4 内 容
 - (1) 両県知事による来場者プレゼント(12/10日先着200名)
 - (2) 郷土料理のふるまい(一夜干し焼き、味噌かやきなど)
 - (3) 両県ハタハタ等の特産品の販売
 - (4) 両県伝統芸能の披露(因幡の傘踊り、なまはげ郷神楽)
 - (5) 両県漁師によるマイクパフォーマンス(方言によるハタハタ自慢合戦)
 - (6) ハタハタクイズ大会
 - (7) 両県ハタハタの水槽展示
 - (8) さかなクントークショー(12/11日のみ) など

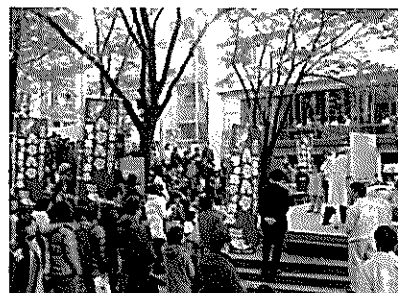
5 会場の様子等

当日は、天気にも恵まれ二日間で約1万人(10日4千人、11日6千人)の来場者があった。日本テレビなどのマスコミなどでも報道され、首都圏における鳥取県のハタハタの認知度向上等に効果があった。

・日本テレビ「ヒルナンデス」、「日テレNEWS24」、「テレ朝NEWS24」、「読売ONLINE」など

6 来場者の声

- (両県の食べ比べでは)ハタハタは秋田が産地と思っていたが、鳥取のハタハタがこんなに脂がのって美味しいとは思わなかった。
- 普段食べていた干しハタハタは、秋田ではなく「鳥取の味」と直感した。これがこっち(東京)で普通に食べてるハタハタなんだ。
- 秋田県と鳥取県の対決と聞いてやってきたが、なかなかおもしろい取り組み。東京でもサンマやカツオのようにメジャーな魚になって欲しい。



【同時開催】「秋田・鳥取とれとれフェア」(飲食店でのフェア)

- 期間: 12月5日(月)～18日(日)
- 会場 飲食店31店舗(鳥取県ゆかりの店14店、秋田県ゆかりの店8店、麻布十番協力店9店)
- 内容 両県のハタハタを使った料理の提供、プレゼントキャンペーン

関西における企業展示商談会の実施結果等について

平成23年12月14日
関 西 本 部

関西地区における県内企業の積極的な活動支援・関西の企業との取引促進、及び県の施策等のPRのため、次のとおり企業展示商談会への参加等を行った。

1 関西三都ビジネスフェア（初）

昨年度新たに鳥取県関西本部が会員となった姫路商工会議所等が初めて主催する大阪中河内地域、北河内地域、兵庫県、京都府などのものづくり企業による総合展に初参加した。

- (1) 期間 平成23年9月21日(水)、22日(木)
- (2) 場所 マイドームおおさか(大阪市)
- (3) 出展業者数 192社・団体
- (4) 来場者数 9,674人(2日間)
- (5) 鳥取県の出展 (株)HRD、(株)フジタパラダイスパーク、鳥取県関西本部
- (6) 成果
 - 出展2企業への問合せ件数：92件(うち商談(予定)：14件)(開催時現在)
 - 「鳥取自動車道」、DBSクルーズフェリーの航路をはじめとする「鳥取県の北東アジア国際物流戦略」、県の企業立地支援策、鳥取大学・鳥取環境大学のシーズの紹介など鳥取県の産業基盤、施策等のPRを行った。

2 東大阪産業展テクノ Messe 東大阪2011

鳥取県関西本部が会員である東大阪商工会議所が主催するモノづくりの街・東大阪が誇る製品・技術を一堂に展示し紹介する商談会へ参加した。

- (1) 期間 平成23年11月9日(水)、10日(木)
- (2) 場所 マイドーム大阪(大阪市)
- (3) 出展業者数 103社・団体
- (4) 来場者数 11,560人(2日間)
- (5) 鳥取県の出展 (株)HRD、(株)鳥取メカシステム、安田精工(株)
鳥取県関西本部
 - 出展3企業への問合せ件数：105件(うち商談(予定)：7件)(開催時現在)
 - 「鳥取自動車道」、DBSクルーズフェリーの航路をはじめとする「鳥取県の北東アジア国際物流戦略」、県の企業立地支援策、鳥取大学・鳥取環境大学のシーズの紹介など鳥取県の産業基盤、施策等のPRを行った。

3 大和ハウス工業株式会社との提案型商談会(昨年度に続き2度目)

大和ハウス工業(株)に対し、高度な技術や製品等を有する鳥取県の中小企業等とのマッチング商談会を(財)鳥取県産業振興機構と共同で実施した。

- (1) 期間 平成23年7月6日(水)、7日(木)
- (2) 場所 鳥取県産業技術センター機械素材研究所(米子市)
- (3) 出展業者数 県内企業41社、鳥取大学、鳥取県産業技術センター
 - 商談継続中 5社(うち2社はサンプル納入済)
 - (参考)
 - 昨年度の商談会参加企業で取引継続中の業者数 4社

【今後の予定】

平成24年3月7日に姫路商工会議所にて開催されるビジネスマッチング商談会にも出展を予定。

関西におけるI J Uターン促進の取組について

平成23年12月14日
関 西 本 部

関西本部では、(財)ふるさと鳥取県定住機構等と連携し、「就職支援」及び「田舎暮らし支援」の取組を進め、県内へのI J Uターン増加を図っており、11月以降次のような取組を実施した。

1 就職支援

(1) 県内企業と関西圏の大学関係者との就職情報交換会（前回は6月29日開催）

県内企業及び進出企業の人事担当と関西圏の大学の就職担当者（キャリアセンター）との求人・就職活動等に係る意見交換を通じ、県内企業等への就職促進を図ることを目的に開催。

- ・期 日 平成23年11月17日（木）
- ・場 所 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー（大阪市北区）
- ・内 容 名刺交換タイム、企業を知ってもらうタイム、大学を知ってもらうタイム
- ・参加者数 県内企業等：22社 大学：22大学

(2) 県出身学生のUターン就職準備ゼミ、学内説明会

平成25年春採用の就職戦線が例年より2か月遅れの12月スタートとなり、就職活動はより厳しい状況から、Uターン就職についても活動本格化の前に準備ガイダンス等を実施。

○龍谷大学 鳥取出身の全学年対象「世代間交流会&就職準備ゼミ」

鳥取県出身学生の交流の場を作り、郷土愛を育み、鳥取県へのUターン就職の意識づけを図る。

- ・期 日 平成23年11月18日（金）
- ・場 所 龍谷大学深草キャンパス
- ・内 容 大学OBと内定学生による発表と歓談（立食形式での交流会）
- ・参加学生 35名

○鳥取県Uターン就職準備ゼミ（関西地区全大学対象）

鳥取県へのUターン就職希望者を対象に、県内就職にあたっての心構え等を習得してもらう。

- ・期 日 平成23年11月26日（土）
- ・場 所 龍谷大学 大阪梅田キャンパス（大阪市北区）
- ・内 容 鳥取県内で働く若年社員と内定学生による発表と質疑応答
- ・参加学生 42名

○学内Uターン就職相談会の実施<新規>

各大学の協力を得て、県出身学生を対象にした就職情報提供・就職相談を行った。

- ・実施済 3大学（龍谷大学、京都産業大学、大阪体育大学）
- 今後実施予定 4大学（大阪経済大学、大阪商業大学、大阪経済法科大学、関西外国語大学）

2 田舎暮らし支援

○「大阪府中小企業勤労者福祉サービスセンター」との連携による鳥取体験ツアー

- ・期 日 7月30日～7月31日
- ・場 所 倉吉市
- ・参加者 17名

○「自衛隊兵庫地方協力本部」との連携による鳥取体験ツアー

- ・期 日 11月12日～11月13日
- ・場 所 八頭郡（智頭町、若桜町）
- ・参加者 6名

(参考)

今後の実施予定

○とっとり・しまね企業ガイダンス

- ・期 日 平成23年12月22日（木）
- ・場 所 大阪国際会議場（大阪市北区）
- ・企 業 約50社（鳥取県内・島根県内・両県に事業所がある企業）

○鳥取県I J Uターンミニ相談会<新規>

- ・期 日 平成24年3月
- ・場 所 シティプラザ大阪（大阪市中央区）
- ・内 容 移住定住 就農セミナーと相談

○鳥取県I J UターンBIG相談会（前回は平成23年7月9日開催）

- ・期 日 平成24年2月19日（日）
- ・場 所 シティプラザ大阪（大阪市中央区）
- ・内 容 就職・企業説明会、移住定住、就農相談を含む総合的な相談会

関西圏における情報発信について

平成23年12月14日

関 西 本 部

1 高速道路サービスエリアの紙コップを活用したPR

サービスエリア（SA）の給茶コーナーで使用されている紙コップ及び給茶器上に本県の魅力（かにと温泉）をPRする広告を掲出する。

期 間：平成23年12月16日～平成24年1月15日

※用意した紙コップ30万個が配布され次第終了

場 所：中国自動車道加西SAや西宮名塩SAを含む

関西圏2府4県のサービスエリア10カ所（上下線で計20カ所）

内 容：冬の本県のPR（かにと温泉）

QRコードを活用した観光ウェブサイトへの誘導

2 「あまから手帖」と連携したPR（新規）

関西で観光や食に強い媒体である「あまから手帖」を活用した魅力発信を実施する。

（1）「あまから手帖」紙面におけるとっどりの食と旅の情報掲載

- ・ 概 要：本県の魅力（鳥取和牛、松葉がに、温泉など）を食を中心に伝える紙面を8ページ制作し、12月号（平成23年11月22日発売）で掲載
- ・ 対 象：熟食世代（食材や食に興味を持っている40歳～50歳代）の読者
- ・ 発行部数：100,000部

（2）今後の予定

平成24年2月～ JR大阪三越伊勢丹内の3店舗（高麗橋吉兆・桃谷楼・ビストロヴァリエ）で、「鳥取和牛」を食材として、各店の独自性を活かした料理を創作し、賞味していただくイベントを開催

3月 「鳥取和牛」と「鳥取の旅」を識るモニターツアーの実施

JR大阪三越伊勢丹内の3店舗で創作した料理を一般向けに提供

4月 パブリシティでモニターツアーの内容を「あまから手帖」紙面に掲載

3 大阪府内のタクシー内に設置されているモニターを活用したPR（新規）

- ・ 概 要：タクシーの運転席後部モニターへの15秒の映像広告を放映及び車内配布クーポンへの広告掲載
- ・ 対 象：サラリーマンを中心とした利用客
- ・ 掲出効果：240万人/月（大阪府内57社、約3,200台に設置）
- ・ 掲出内容：11月 鳥取砂丘・とっとり花回廊・紅葉
12月 かに・温泉・スーパーはくと
1月 砂の美術館等の中から掲載内容を検討中

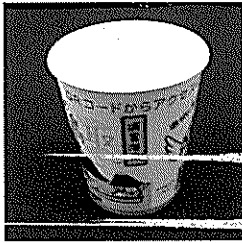
4 高速バス用チケットホルダーを活用したPR（新規）

- ・ 概 要：日本交通株式会社のご協力により、同社が発券される高速バスの乗車チケットを収納するホルダーに「国際マンガサミット鳥取大会」の広告を掲出
- ・ 配布開始：平成23年12月22日から
- ・ 配布枚数：5万枚
- ・ 配布場所：梅田、なんばOCAT、神戸三宮、新大阪、鳥取、倉吉、米子、舞鶴、福知山の各高速バスチケット売り場

【参考】

1 高速道路サービスエリア紙コップ広告

<紙コップ>



<QRコード>



<ステッカーデザイン>

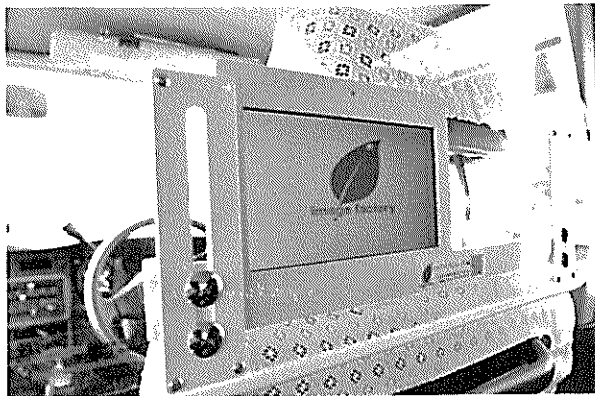


<紙コップデザイン>



2 大阪府内のタクシー内モニター関係

<モニター>



鳥取県掲載部分

〔車内配布クーポン〕



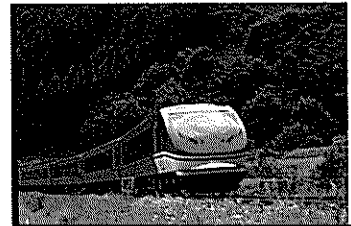
〔映像サンプル〕



冬の味覚の王者「松葉がに」。鳥取県は全国有数のかにの漁獲量！



鳥取県に数多くある温泉地。1年の疲れをとる癒しのスポット。



鳥取の「かに」と「温泉」は直通で便利なスーパーはくとで。

3 日本交通の高速バス用チケットホルダー（案）

Nihon Kotsu Kyoto Kotsu

INTER CITY
Highway Bus Ticket

●鳥取 0857-26-5111	●大阪 06-6576-1181	●京都 0773-76-8800	●発券時間 8:00~20:00	●発行時間 8:00~20:00	●実行時間 8:30~19:00
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

●お乗りの際、お乗りのため内容をお確かめ下さい。

第13回 国際マンガフェスティバル

2008年11月7日(水)~10日(土)

鳥取大会開催!!

鳥取県 平成24年11月7日(水)~10日(土)

【関連イベント】

- ・マンガの魅力を観光客に伝えるイベント
- ・公開アート展（漫画制作のアート展を再展）
- ・サイン会・トークショーのほか、県民参加型の体験イベント

まんが王国とっとり

名古屋・中京圏での鳥取県の取組について

平成23年12月14日
名古屋本部

1 鳥取県の情報発信・観光誘客

名古屋・中京圏において、鳥取県の観光PRや認知度向上のため、また、「食のみやこ鳥取県」のPRと鳥取県の特産品の購入機会創出のため、ナゴヤドームで開催される次のイベントに参加し実施するほか、定期的に観光PRと物産販売を実施する。

(1) 「冬のフリーマーケット」での鳥取県PRと特産品販売

ナゴヤドームで22回目となるフリーマーケットに参加し、来場者やフリマ出店者に直接鳥取県をPRするとともに、特産品の販売を行う。

- ・日 時 平成24年1月14日(土)、15日(日)の2日間 10:00～17:00
- ・主 催 中日新聞社、東海テレビ、ナゴヤドーム
- ・内 容 鳥取県ブースを出展し観光PRと特産品販売を実施
とっとり親善観光大使やトリピー等キャラクターによるPR、観光パンフレット配布 ほか
特産品の販売(砂丘らっきょう漬け、生姜せんべい、アゴ入り鰹ふりだし ほか)

※「冬のフリーマーケット」について

ナゴヤドームに約1,300のフリマブースが出店し、期間中約4万人の来場者を見込む。
グルメ企画、各県観光物産ブース等もあり。

(2) 「ドームうまいもんワールド」での鳥取県PRと特産品販売

昨年につき、ナゴヤドームで開催される第2回目となる全国のご当地グルメや名物・名産品が揃うドームうまいもんワールドに参加し、来場者に鳥取県をPRするとともに、特産品の販売を行う。

- ・日 時 平成24年2月3日(金)～6日(月)の4日間 10:00～20:00(5、6日は18:00)
- ・主 催 中日新聞社、テレビ愛知、ナゴヤドーム
- ・内 容 (詳細未定だが、上記と同内容の予定)

※「ドームうまいもんワールド」について

ナゴヤドームで昨年より開催されており、全国のご当地グルメや名物・名産品を揃えるとともに、「ラーメンストリート」、「なごやめし決定戦」などの企画案(詳細未定)により期間中約15万人の来場者を見込む。

(3) 中日ビルにおける観光PRと物産販売(1月末までの予定)

鳥取県の情報発信・観光誘客のためのPRと鳥取県産品の販売を、定期的に実施する。

- ・日 ち 12月21日(水)、22日(木)、平成24年1月5日(木)、6日(金)、19日(木)、20日(金)
- ・場 所 中日ビル玄関及び2階特設会場

2 「とっとり企業人交流会 in 名古屋 2011」の開催結果

中京圏での企業とのつながりや取引成立に資するため、「メッセナゴヤ 2011」(日本最大級の異業種交流展示会、11月9日～12日)の開催時期に合わせ、中京圏の企業関係者と本県企業関係者等との情報交換や意見交換のための交流会を開催した。

- ・日 時 11月11日(金) 17:30～19:00
- ・会 場 ポートメッセなごや(名古屋港金城ふ頭)交流センター館
- ・参加者 中京圏の企業関係者、メッセナゴヤ出展の県内企業関係者、(財)鳥取県産業振興機構職員など54名
- ・内 容 鳥取県経済成長戦略等の取組説明、意見交換
- ・成 果 中京圏から参加した企業が鳥取県企業の製品に興味を示されるなど、この交流会を契機に生まれた取引や交流について、現在、担当者が訪問するなどしてフォロー中。

雇用情勢の急速な悪化に対応した緊急雇用対策の実施について

平成23年12月14日
雇用人材総室雇用就業支援室
行財政改革局人事企画課

1 概要

三洋CEの事業再編等の影響により、求職者が急増して雇用情勢の急激な悪化が見込まれることから、県全体の雇用機会を創出するため、緊急雇用事業基金等を活用し、県による直接雇用を行う。

2 求人規模等

- 求人規模：300名程度
- 雇用期間：平成24年1月～3月（雇用期間は最低1ヶ月以上）
- 雇用形態：臨時的任用職員（常勤の有期雇用）など
- 業務内容：主に定型的な事務補助、軽作業などの業務に従事する。

【業務内容の例】

業務内容	人員
【簿冊整理事業（政策法務課）】 「鳥取県公文書等の管理に関する条例」が平成24年4月から施行されるに当たり、各部局が保管、保存する簿冊の整理を行うことで文書事務の効率化を進める。	17人
【収蔵品の劣化防止作業、遺跡管理台帳の整備（埋蔵文化財センター）】 収蔵品に劣化防止措置を施し再収納するとともに、遺跡管理台帳の整備・データベース化を行う。	5人
【災害復旧事業の工事発注図面の作成補助（中部総合事務所県土整備局）】 台風12号、15号による災害復旧工事が集中することから、図面の色塗り・図面折りその他の補助作業を行い、工事発注の迅速化を図る。	5人

- 勤務条件：勤務時間 1日7時間45分
賃金 日額6,750円(月額14万円程度<事務補助・軽作業等の場合>)
(※ 特殊な技能等が必要な職については、個別に勤務条件を決定)

3 今後の日程

現在、県庁内で、雇用人数の洗い出し、事業・予算の整理、採用準備等を行っているが、今後は、次のような日程を進める予定としている。

- 一次募集（人事企画課で一括して求人・募集を実施するもの）

時期	内容
12月下旬～1月初頃	募集期間
1月7日(予定)	採用試験
1月中旬	採用

その他、特別な技能の必要な職などは、所属ごとに求人・募集を実施

- 追加募集

今後、追加の求人・募集を実施予定

新たな定数管理の方針（案）について

平成23年12月14日

業務効率推進課

今後4年間の職員定数管理に係る方針（基本フレーム、検討課題等）について、現在、検討を進めているところであり、その状況を下記のとおり報告します。

記

新たな定数管理の方針（案）

厳しい状況が続く県財政を踏まえて、将来に向けて持続可能な体制とするためには、全国最小レベルの職員数を堅持することが必要である。

このため、これまで以上に無理・ムダのない簡素で機能的な組織の構築、業務の効率化や行政課題の変化に対応したスクラップアンドビルドによる人員配置の最適化を目指した取組を推進する。

1 基本フレーム

上記の基本認識に立った上で、次のとおり職員定数を削減する。

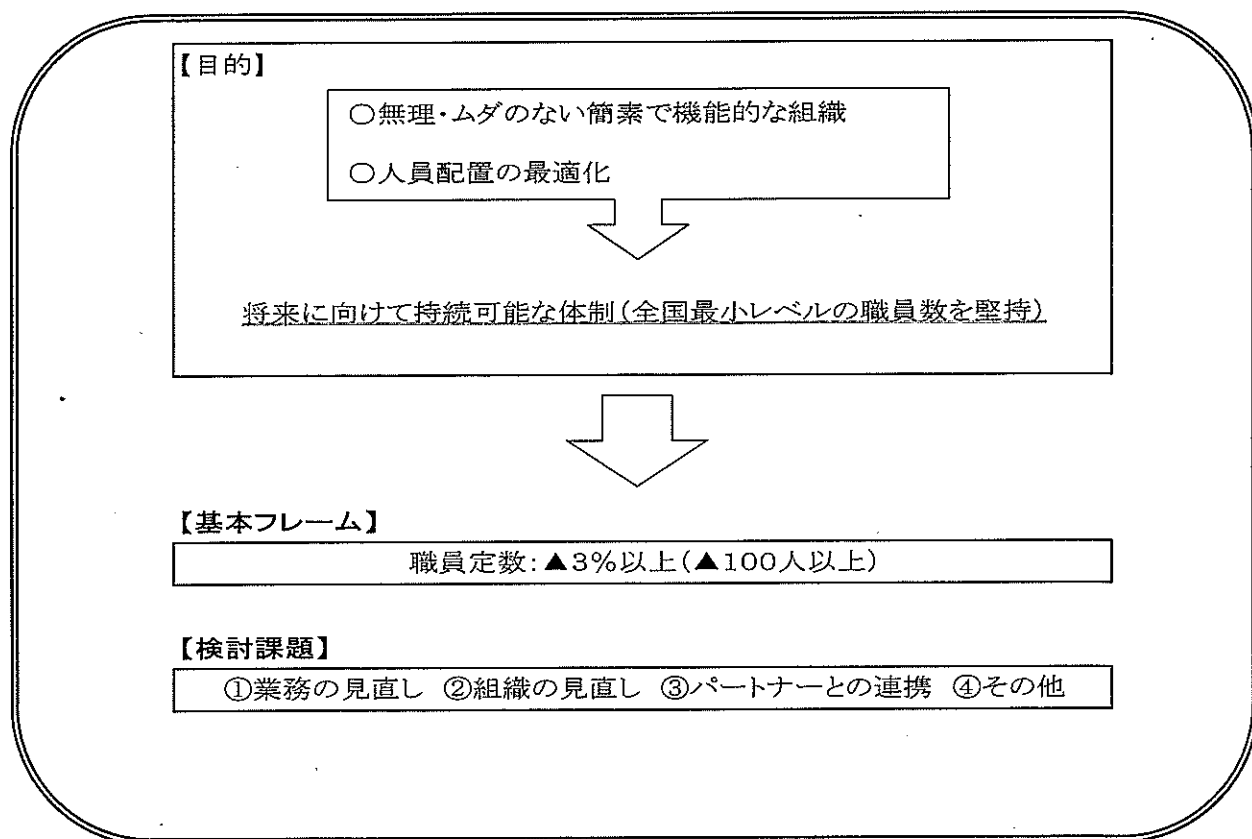
(1) 取組期間	平成23年度～平成27年度（当初）
(2) 対象範囲	一般行政部門等（学校の教職員、警察、病院局を除く。）
(3) 削減数	▲3%以上（▲100人以上）

2 検討課題

基本フレームを達成するために取り組むべき課題は次のとおりである。

項目	主な内容
①業務の見直し	引き続き県で実施すべき業務かどうかをゼロベースで見直し
②組織の見直し	組織間の役割分担の明確化、重複排除
③パートナーとの連携	市町村、民間との連携
④その他	スクラップアンドビルドの徹底

※具体的内容は次ページのとおり



※検討課題の具体的内容

- 1 業務の見直し
 - ①引き続き県で実施すべき業務かどうかをゼロベースで見直し。
 - ②実施主体についても、県が直接実施する他に効果的・効率的な方法がないかどうかを再点検。
 - ③実施方法などが時代やニーズの変化に対応しているかどうかを再点検。
- 2 組織の見直し
 - ①本庁と総合事務所や地方機関との役割分担を明確にすることにより、業務の重複を排除。
 - ②県を取り巻く環境の変化（高速交通網の整備、情報通信基盤の整備など）に応じた見直し。
 - ③組織を集約することにより、スケールメリットを活かした業務執行体制や災害時などにおける機動的な業務執行体制を充実。
- 3 パートナーとの連携
 - (1) 市町村との連携
 - ①住民に身近な業務は市町村に担っていただく一方で、県は市町村に対するバックアップ体制を充実。
 - ②市町村と共同で業務を行うなど、県・市町村の双方にとってメリットのある業務実施体制の構築。
 - (2) 民間との連携
 - ①民間ノウハウの活用、民間における雇用創出や経済波及効果なども念頭に置いた上で、県職員による直接実施から民間委託等への切替えを推進。
 - ②県以外の運営による方が効果的・効率的である場合は、民営化等を推進。
- 4 その他
 - ①増員する場合は期間を限定することとし、期間終了後は原則として減員することにより、スクラップアンドビルドを徹底。
 - ②所属長に内部組織の編成権限を委ねることにより、年度中途においても機動的に対応できる体制を整備。

上記1～4に取り組むことにより、▲100以上のスリム化を達成する。

3 平成24年4月に向けて取り組む主な事項（案）

(1) 名古屋本部の体制見直し

事業棚卸しの結果を踏まえ、中京圏での活動のあり方・方法等についてゼロベースで見直し。

(2) 「まんが王国とっとり」の推進

「まんが王国とっとり」建国イヤーと国際マンガサミット開催に向けた体制の充実とその施策展開を推進するための体制を整備。

(3) 県職員と市町村職員の研修を共同実施

県職員と市町村職員の研修をより効率的で充実したものとするため、市町村職員の階層別研修業務を県が受託。

(4) 大規模イベントへの対応

- ・全国豊かな海づくり大会推進課を廃止。
- ・全国植樹祭、全国都市緑化とっとりフェアなどの準備体制を充実。

名古屋本部の組織体制

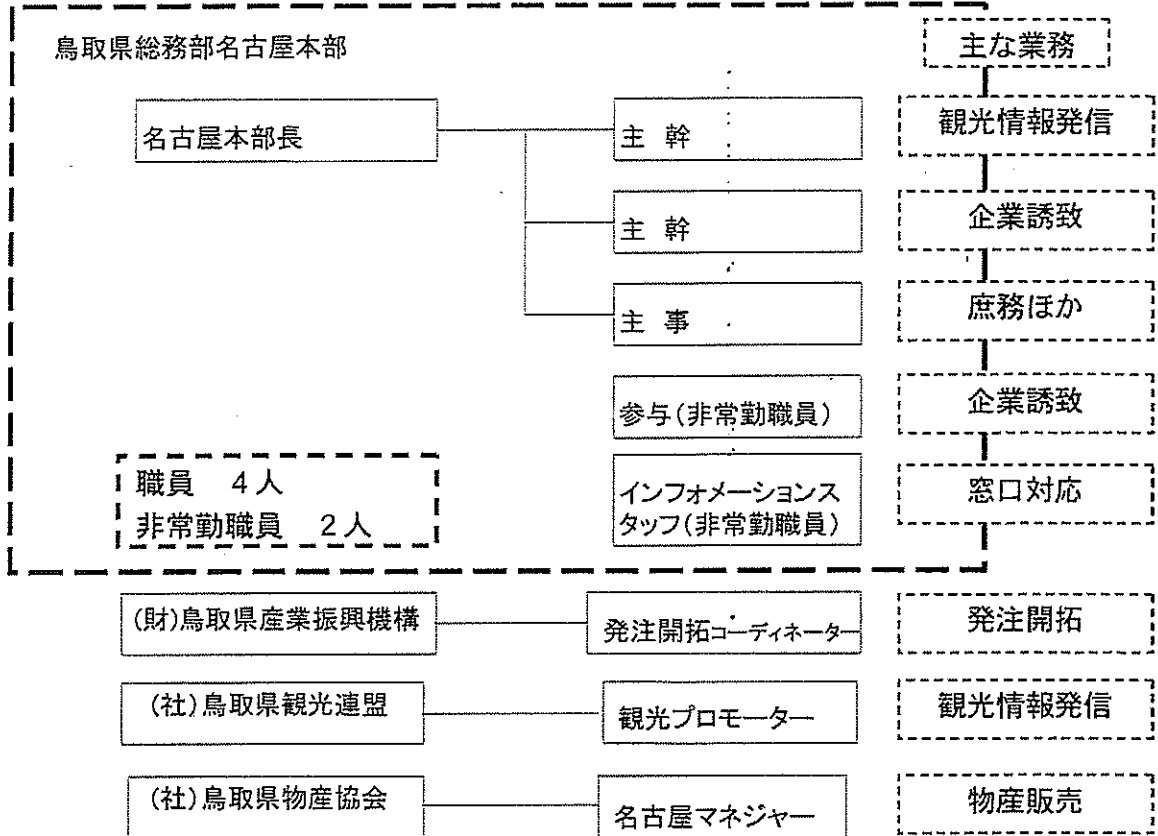
参考

1 名称等

名称： 鳥取県総務部名古屋本部

住所： 愛知県名古屋市中区栄4丁目1-1 中日ビル4階

2 組織



(再掲：機能別の人員体制)

- 総括(本部長) . . . 県1
 - 観光 . . . 県1、(社)観光連盟1
 - 企業誘致 . . . 県2 (うち1は非常勤職員)
 - 発注開拓 . . . (財)産業振興機構1
 - 物産販売 . . . (社)物産協会
 - その他(窓口、庶務) . . . 県2 (うち1は非常勤職員)
- 合計 県6 (うち2は非常勤職員)、団体職員3

3 人数の推移

H17.9	H18.4	H19.4	H20.4	H22.4 (本庁化)	H23.7
県 正職員 2 非常勤 0	県 正職員 3 非常勤 2	県 正職員 3 非常勤 2	県 正職員 4 非常勤 2	県 正職員 4 非常勤 2	県 正職員 4 非常勤 2
団体職員 0	団体職員 1	団体職員 2	団体職員 2	団体職員 2	団体職員 3
計 2	計 6	計 7	計 8	計 8	計 9

H23事業棚卸し評価結果(名古屋本部関係)

平成23年度予算		採点結果(3点満点)						総括コメント
事業名	事業費(千円) (トータル)	必要性	効果性	実施主体	廃止	改善継続	現状どおり (拡充含む)	
名古屋本部 のあり方								
名古屋本部 情報発信事業	6,891 (16,477)	2.0	1.3	1.3	○			<p>○鳥取県のニーズに応じた情報発信の必要性はあるが、情報発信の目的に即した事業効果、同地区を対象とした実施主体(名古屋本部)の必要性が認められず、事業廃止とする。</p> <p>○東海地区のニーズと県内ニーズを結びつける情報機能が不明で、効果のある事業内容・手段となっていない。</p> <p>○情報発信の実施主体は、名古屋本部でなくとも本庁でも観光連盟や物産協会への委託でも対応可能である。</p>
東海地区 企業情報 交換会会 議費	680 (1,479)	1.7	1.3	1.1	○			<p>○現行事業の効果が認められず、実施主体も産業振興機構で十分対応可能であり、名古屋本部の事業としては廃止することが妥当である。</p>
名古屋本部 運営費	16,238 (28,220)	2.0	1.3	2.0	○			<p>○県が国内各地からの観光客増大、県物産の拡販、企業の誘致拡充を担うことは必要だが、目的に適合した事業対象地域、内容・手段、実施主体、組織体制とする必要がある。名古屋本部はこれらを総合した費用対効果が低く、いったん廃止し実施主体の外注、管理所在地の関西本部への統合等によって再構築することが妥当である。</p> <p>○名古屋本部が、情報発信活動等に真摯に取り組んでいることは認められるが、主業務である情報発信事業、企業情報交換会、企業誘致等、目的と事業・手段および組織体制の費用対効果が低位・不明であり、また、本部独自の定量的目標設定もなく本部を維持する効果が低い。</p> <p>○実施主体も、組織維持的の事業が多く、外注・移管・統合での対応が可能である。</p> <p>○本結論は事業棚卸し評価としての結論であり、また本部運営費存続の判断は、全員一致ではなく判断が分かれたところであり、さらに名古屋本部の対象地域設定に関わる当初設計が十分ではない恐れもあり、本評価の結論、評価者の意見・結論を踏まえ、名古屋本部を含め県、関係機関で今後十分検討し県事業としての結論を引出すことを期待したい。</p>

名古屋本部のこれまでの実績

平成 23 年 12 月 9 日
行財政改革局業務効率推進課

1 企業誘致（主な体制：県職員 1、非常勤職員 1）

◇活動の成果

テック株式会社（本社：愛知県瀬戸市）が、鳥取市に電動バイクの製造工場を新設
（立地計画の概要）

・所在地等	東郷工業団地内 4, 700 m ²
・操業開始	24 年 4 月予定
・投資額	1 億 3 千 6 百万円
・従業員数	25 名
・生産台数	3, 000 台 (H26.5 期)

〈参考〉近年の企業訪問の状況

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (9 月末)
企業数	1 2	2 6 1	2 1 1	2 1 9	2 7 1	3 5 6	9 0

2 情報発信（主な体制：県職員 1、観光連盟 1 (H19～)）

◇中部地方から鳥取県への入込客数 (単位：千人)

(H16)	H17	H18	H19	H20	H21	H22
(214)	1 9 6	2 2 1	1 7 9	1 9 3	2 2 0	2 3 4

◇中京圏から鳥取県への旅行商品（鳥取県内宿泊）企画数 ※（ ）は日帰り旅行

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1 9	4 5	6 8	5 6	6 5	7 1 (5)	1 0 7 (8)

〈参考〉平成 2 2、2 3 年度の情報発信活動の状況 (延べ数) ※ H23 は 9 月末現在

活動内容	H22	H23
新聞社・テレビ局等主催や他団体と連携したイベント参加	132日	61日
中日ビル玄関等で「ゲゲゲのふるさと鳥取県」PR	26日	10日
鳥取県物産協会等と連携したフェア、県産品の発信	26日	38日
鳥取県観光連盟と連携して大型ショッピングセンター等PR	11日	2日
マスコミ等を活用した情報発信	175件	96件

3 発注開拓（主な体制：産業振興機構 1 (H18～)）

◇発注開拓コーディネーターの受注実績額 (単位：千円)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
0	0	0	30, 400	6, 050	483	160

4 物産販売（主な体制：物産協会 1 (H23～)）

◇名古屋地域での物産販売の実績額 (単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
販売総額	968	2, 029	2, 158	2, 367	2, 243	12, 876	15, 209
うち高島屋フェア (本庁主体、名古屋本部支援)	—	—	—	—	—	10, 134	10, 776
うち中日ビルフェア等 (名古屋本部主体)	968	2, 029	2, 158	2, 367	2, 243	2, 742	4, 433
このうち名古屋本部 常設の物産販売	—	—	—	—	—	—	200

※ H23 は中日ビルで鳥取県単独イベントを初めて実施し、2,373 千円売り上げ
(10 月までに 10 日間)

年末買物市 焼津さかなセンター



◆甘えび 約1K(Mサイズ)
◆新巻鮭(丸一匹) 約1.4K(手廻り袋入り)
静岡温州みかん 約1K(箱)
静岡こしひかり すくい取り(1合)
焼津名産 黒はんぺい10枚セット

海鮮ショッピング お土産付 プラン

旅行代金お一人様 **4,980円** (4才以上) 自由席

※幼児(2・3才)の方はバス座席のみ3,000円です

出発日 12月16日(金)・21日(水)・23日(祝金)・24日(土)・27日(火)

津島駅南(7:30発)⇒国府宮神社(8:10発)⇒一宮駅西(8:30発)⇒(東名高速)⇒エスパルス・ドリームプラザ(自由昼食)⇒駿府匠舎(静岡こしひかりすくい取り)⇒焼津さかなセンター(ショッピング)⇒(東名高速)⇒一宮駅西(18:30頃)⇒国府宮神社(18:50頃)⇒津島駅南(19:30頃)

年の瀬 大感謝祭 お土産付プラン

園内にて みかん4K詰め放題! お土産付! **4K**

三ヶ日みかん狩り
食べ放題24種詰め放題!



旅行代金お一人様 **4,980円** (4才以上) @日 **5,480円**

※幼児(2・3才)の方はバス座席のみ3,000円です

出発日 11月30日(水) 12月3日(土)・9日(金)・11日(日)

津島駅南(7:30発)⇒国府宮神社(8:10発)⇒一宮駅西(8:30発)⇒(東名高速)⇒三ヶ日みかん狩り(食べ放題・4K詰め放題)⇒えびせんべいとちくわの共和屋⇒(東名高速)⇒一宮駅西(18:30頃)⇒国府宮神社(18:50頃)⇒津島駅南(19:30頃)

年末 特別企画 鳥取砂丘で蟹のおもてなし



旅行代金お一人様 **7,980円** (4才以上)

※幼児(2・3才)の方はバス座席のみ3,000円です

出発日 12月12日(月)・16日(金)・21日(水)・24日(土)・25日(日)

※昼食は13時頃からになります ※遅い帰着になりますので帰りの交通機関には各自ご注意ください

津島駅南(7:00発)⇒国府宮神社(7:40発)⇒一宮駅西(8:00発)⇒(名神・中国道・鳥取道)⇒鳥取砂丘(かこ足・甘えび・ふく鍋食べ放題の昼食と鳥取砂丘見学)⇒賀露港(ショッピング)⇒(鳥取道・中国道・名神)⇒一宮駅西(21:00頃)⇒国府宮神社(21:20頃)⇒津島駅南(22:00頃)

- ①かに足食べ放題
- ②甘えび食べ放題
- ③ふく鍋食べ放題
- ④鳥取砂丘見学リフト券付
- ⑤干物3点セットお土産
- ⑥とっとり銘菓のおやつ付
- ⑦バス車内お楽しみ抽選会

ご乗車場所のご案内 津島駅南 サン・カーター前 福沢 国府宮神社前 一宮駅西 内ちい信用金庫前

電話予約 振込み用紙をお送りします コンビニ又は郵便局で振込み 出発

お問い合わせ・お申し込み先 **鯨バス 鯨バス感謝企画ツアーセンター**

電話 (052) 913-1113

営業時間 平日 9:30~18:00 土曜 9:30~12:00 (日・祝日定休)

お問い合わせ先 (委託代理店) 営業時間・定休日は 店舗によって異なります。

- 一宮地区
 - ユーラペル(アピター)客店1F ☎0586-24-2241
 - 一宮旅行社 ☎0586-45-6901
- 福沢地区
 - KITツーリストリーフオーク福沢 ☎0587-33-3255
- 津島・佐原地区
 - JTB東海ヨシツヤ津島店 ☎0567-26-3856
 - ツアーズキャラバン ☎0567-24-9008
 - 片岡トラベル ☎0567-28-8856
 - 片岡トラベルヨシツヤ津島支店 ☎0567-25-9210
 - トラベルメイト(ヨシツヤ佐原店1F) ☎0567-22-0611

二 県政の諸課題について

5 名古屋本部のあり方について

問 名古屋本部の継続

【上村議員】（要旨）

今年度の事業仕分けにより、「名古屋本部の運営費、企業情報交換会会議費、情報発信事業と全ての事業が廃止すべきである」と結論づけられた。

県財政は決して潤沢ではないという考え方もあるし、中京圏は関西圏と比べ、地縁・血縁が薄いため、繰り返し企業訪問したり、観光や物産をPRしていくことが必要という考え方もあると思う。

そこで、名古屋本部の今後のあり方について、知事はどのように考えておられるのか伺う。

【知事】

次に、名古屋本部についてでございますけれども、これについて、どういう見直しのアイデアを考えているのかということでございます。

これは非常に悩ましいことではあります。何が悩ましいかといいますと、この間も電動のオートバイの企業誘致に、名古屋本部の企業誘致が役立ちました。ただ残念なことに、これが第一号だったということございまして、なかなか企業誘致も難しかったというような現実もあって、成果はどの様なと言われると、我々も、あるけれども、それで十分かどうか、ということはあると思います。

それから、観光という点では、今、ゲゲゲのふるさと鳥取県のキャンペーンを、繰り返し名古屋あたりでやっています、これも一定の効果は出てきているかなと思っています。そういう意味で定着を図ろうとしているような時期でもある。そういう意味で、名古屋本部が今持っているような機能を100%取っ払っていいかという、これについては、正直申し上げて、県民の立場、地域の立場からして、それはまた行きすぎかなと思います。

ただ、片方で、効率性としてどうなのか、今の名古屋本部のあり方がどうなのかと、果たしてそういう事務所を構えてということはいかがかというようなご意見もあるわけでありまして。

そこで、棚卸しの対象になりまして、民間の委員も入っておられます棚卸しの結果として、名古屋本部を廃止をすべきだという提言がなされました。私はゼロベースからこれを見直そうというふうに呼びかけまして、庁内で今日まで検討してまいりました。議会でももちろんご意見をいただきたいと思いますが、今見直し案として考える方向性としては、現状、正職員が4名いまして、それから非常勤職員が2名いる、こういう県庁の1組織としての名古屋本部は廃止する方向で考えてはどうかと思います。ただ、現状やっている観光の機能だとか、企業誘致の機能だとか、いろんな機能があります。従いまして、観光を中心として、物産の機能も加えたような県内の団体の職員がおられる、そういうスペースとして、鳥取県名古屋本部ではなく、例えば、ゲゲゲのふるさと鳥取県センターとかです、観光物産センターとかです、そういうことで中京圏のお客様に立ち寄っていただいて、情報収集をしたり、イベントをやったり、エージェント回りをしたり、物産展の準備の手伝いにあたってもらったり、そういうような一定の機能を事実上残しながらやっていくというような展開はいかがだろうかと思っています。

問題の効率性のところでございますけれども、事業は従来どおりのものをある程度引き継ぎながら、企業誘致であれば、本庁から出張してでも取りにいかないければいけませんので、そういうことをやった

り、関西本部からの支援体制といえますか、関西本部にも、中京圏関係ですね、県人会とかいろんな活動がございまして、そういう人間を置いたりして、補完をしてやると。だいたい今、6千万見当かかっているんです、この名古屋本部の1年の運営費として。それがだいたい半分くらいの3千万に、こういうアイデアであれば、なるというふうに考えております。

こうしたプランを基本として、最終的に調整してみてもどうかと考えております。

追及：【上村議員】

名古屋本部についてでございますが、午前中の答弁で、知事は、規模を縮小して三セクとかに委託するというような答弁をいただいたようでしたが、過去6年間苦勞して現地の方で企業訪問を重ねております。やっと今回、一つの明かりが見えたということのような気がしております。

私も代表質問ですので、個人的なことは申し上げにくいわけでございますが、できるだけ、これからは、浜松や名古屋の県人会等もあるわけでございますので、先ほどの答弁どおりになって、中途半端な格好にならないように、そして、地震のリスクで、企業がこっちに来たいということもあるようでございますので、そこはそこで知事の今後の検討をお願いしたいと思います。コメントがあればお願いします。

【知事】

もう一点が名古屋本部についてございまして、これまでの実績もあり、浜松や名古屋の県会もあるわけであって、そういったところに対する配慮をしながら検討してほしいというお話でございました。上村議員がおっしゃる意味をきちんとふまえて、最終的な考えを取りまとめていきたいと思っております。

実は、先般、私も浜松の鳥取県人会に初めて参加をしました。歴代で初めてだそうであります。そういうようなことで、いろんな人脈を作り、そして、あちらで言えば、やはりスズキの関係者とかおられるわけですね、そういう企業人脈もつながってくる可能性があります。

東海の県友会の皆さんも、非常に鳥取県の母県といえますか、鳥取県に対する思いの強い県会でございますので、向こうで鳥取の物産を販売するようなイベントもされたりしておられます。そういうパイプを切ってしまうというのは、あまりに愚策だと思います。そこは逆にしっかりとフォローする、強化する。ただ、全体の事業の中で、棚卸しで指摘されるような無駄だとか、ムラがあるところは、我々も謙虚に受け止めて整理をしていく。その中で答えを出してまいりたいと思っております。

いずれにしても、中京圏から、リスク分散で、鳥取県に来たいというところも当然ながら出てくるでしょう。今回のテックさんの電動バイクもその系統だと思います。従いまして、我々としても、きちんとしたネットワークを、パイプを、中京圏と繋げながら体制の見直しを進めてまいりたいと思います。

平成23年度「県庁カイゼン発表会」の開催について

平成23年12月14日
業務効率推進課

昨年度から、より一層スリムで効率的な組織で、多様な事態に対応しながら、県民生活の向上につながる成果を作り上げていくため、全職員一丸となってカイゼンに取り組んでいるところです。

この度、評価と成果を県庁全体で共有することを目的として、カイゼン発表会を開催します。

1 カイゼン活動の現状

ほぼ全ての所属でテーマを設定し、カイゼンに取り組み、時間外勤務の縮減や職場環境の改善に成果を出しています。

また、一部のモデル職場で、新たに「見える化」の取組に着手し、書類のファイリングシステムによる仕事の見える化を進めています。

2 カイゼン発表会

(1) 日時 平成23年12月22日(木) 14:00~16:00

(2) 場所 県庁講堂

(3) 発表内容

- ・ 8事例(各部局、総合事務所から推薦されたものから選考)
- ・ 各所属の取組状況、成果を発表

(4) 審査

- ・ 審査員 副知事、民間有識者、各部局長
- ・ 審査基準 時間外勤務の縮減、成果の全庁への波及程度、活動の状況など
- ・ カイゼン大賞 発表会の審査結果に基づき選考(金賞、銀賞、銅賞)
- ・ 知事表彰 年末の知事表彰に併せて実施

(5) 全国大会で発表 第6回全国都市改善改革実践事例発表会
(平成24年3月2日、大分県大分市)

(6) 発表会は公開とし、インターネット(Ustream)による配信も実施します。

【参考】平成22年度カイゼン大賞(金賞)

農林水産部農政課(予算、決算業務の的確化と効率化)

①効率化

予算主務課の事務費を原則1事業に集約化、局執行の共通経費を農政課事務費に集約化、要求内訳資料のDB化等

②的確化

情報共有のための仕組みの整備、予算執行における合議の徹底等

③標準化

業務フロー図、マニュアル化

<特徴>

- ・ 全庁のベンチマーキング的役割を果たした
- ・ 活動した職員が楽しかった、役に立ったと言っている
- ・ 事務部門の効率化を実証した

県・市町村等職員研修の共同化について

平成23年12月14日
職員人材開発センター
人事企画課

現在、市町村振興協会が実施している市町村等職員（市町村、広域行政管理組合及び広域連合の職員。以下同じ。）の階層別研修（新規採用職員～新任課長級研修）について、全市町村等と調整を行い、平成24年度から県と市町村が共同で実施（県が受託して職員人材開発センターで実施）することとし、所用の準備を進めています。

1 共同化の実施時期

平成24年4月

2 共同化の方法

地方自治法第252条の14第1項に定める事務の委託（県が受託実施）

3 経費等の負担

研修の共同化に係る経費及び人員は、次の原則により県と市町村等が負担する。

(1) 研修経費の負担（従前の負担割合と同様）

- ・ 県、市町村等の両方の職員を対象とする合同研修の経費及び研修に要する共通の経費、施設管理運営費は県と市町村等で折半する。
- ・ 県又は市町村等の一方の職員のみを対象とする研修の経費は、それぞれが負担する。

(2) 人員の負担（県と市町村の研修実施割合に応じた負担）

- ・ 市町村等職員を対象とする研修の企画・運営に携わる人員（4名）については市町村等が県に派遣し、その人件費は市町村等が負担する。

4 研修の内容

- ・ 平成24年度の階層別研修は可能な限り県職員と市町村等職員が合同で受講できるような方向で内容を検討した上で実施する。
- ・ 市町村等研修担当課長会議等により市町村等の研修ニーズを把握し、随時、研修カリキュラムの見直し、充実を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

平成23年12月～ 具体的な研修内容について検討・調整
県及び市町村等において必要な予算を計上

平成24年 3月 職員派遣協定の締結、研修事務委託に関する規約の改正

4月 職員人材開発センターで、県・市町村等の職員研修を共同実施

鳥取県人権意識調査の結果概要について

平成 23 年 12 月 14 日
人権・同和対策課

県内に暮らすすべての方々の人権に対する意識を明らかにし、今後の人権施策を効果的に推進するため、定期的に「鳥取県人権意識調査」を実施しています。（今回は第 3 回）

このたび、平成 23 年 2 月に実施した調査について、集計結果がまとまったので、報告します。

1 主な調査結果

(1) 差別や人権侵害の被害の有無について（問 2-①、4 ページ）

日常生活の中で差別や人権侵害を受けたことがある（「たびたびある」、「たまにある」）と回答した人は 17.2%と、前回調査（22.7%）より減少した。

一方、受けたことがない（「まったくない」、「ほとんどない」）と回答した人は 72.5%と、前回調査（68.4%）より増加した。

(2) 公的機関への相談について（問 3-①、8 ページ）

人権侵害を受けたときに公的機関へ相談したいと思う人は、「できるだけ自分や家族・友人で解決したいが、公的機関への相談や支援も受けたい」人も含めて 58.3%に上った。

(3) 人々の差別意識について（問 4、10 ページ）

人々の意識の中に存在していると思う差別について、「同和地区の人々に関すること」を選択した人が 56.2%（前回調査 59.5%）と最も多く、続いて「障がい者に関すること」46.3%（前回調査 43.0%）と回答した人が多かった。（複数回答。前回調査と同じ順位）

(4) 人権意識を高めるために必要な取組について（問 6、14 ページ）

人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために必要と思う取り組みは、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」（49.6%、前回調査 48.4%）が最多。次いで、「家庭教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」（46.6%、前回調査 48.3%）、「差別や偏見につながる社会の慣習やしぐみを改善する」（42.5%、前回調査 46.4%）などとなっている。（複数回答。前回調査と同じ順位）

(5) 啓発物に触れた経験について（問 8-①、17 ページ）

人権問題に関する県や市町村の広報誌、新聞記事、映画、テレビ番組などによる啓発活動について、読んだり見たりしたことがある（「積極的に読んだり見たりしている」、「ときどき読んだり見たりしている」）人は 58.6%と、前回調査の 72.5%から減少した。

一方、読んだり見たりしたことがない人は、「ほとんど読んだり見たりしたことがない」を含めて 39.2%と、前回調査の 24.5%から増加した。

(6) 研修会等への参加について（問 9-①、21 ページ 問 9-④、24 ページ）

過去 3 年間に人権問題に関する研修会等へ「参加したことがある人」は 49.2%と、前回調査の 55.5%から減少した。参加しなかった理由は、「興味がないから」、「つまらないから」を合わせると 29.7%であり、また「開催を知らなかった」が 31.9%であった。

(7) 同和地区における土地、住宅の購入等について（問 15、37 ページ）

同和地区の物件に対する忌避意識（避けようとする意識）について、18.8%が「避ける」と回答した一方で、逆に「こだわらない」と回答した人は 38.6%にとどまっており、県民の同和地区に対する忌避意識が今なお残っていることがうかがえる。

(8) 障がい者の人権の状況について (問 16、40 ページ)

障がい者の人権に対する現状認識について、「人々の意識はかなり進んできたがまだまだ差別や偏見がある」(54.3%、前回調査 60.4%)という回答が最多。次いで、「障がいや障がい者の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けている」(40.2%、前回調査 48.6%)、「就労の機会が保障されていない」(30.0%、前回調査 35.2%)などとなっている。(複数回答。前回調査と同じ順位)

(9) 外国人の生活に支障となるものについて (問 24、56 ページ)

日本で暮らす外国人にとって支障となっていることは、「外国人に対する日本人の差別意識や偏見があること」(22.6%、前回調査も 31.1%で最多)が最多、次いで「病院や公共施設等に通訳や外国語表記がなく、十分なサービスが受けられないこと」(21.6%、前回調査は 19.9%で 4 番目)などとなっている。(複数回答)

(10) 身元調査について (問 32-①、68 ページ)

身元調査を肯定する意見(身元調査を行うことをやむを得ないと思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」)は 31.8%と、前回調査の 34.8%からやや減少したが、まだ高い率である。

(11) ユニバーサルデザインの理解度について (問 34、77 ページ)

ユニバーサルデザインについて、「内容・意味についてよく知っている」と回答した人は 21.9%(前回調査 11.4%)と、前回調査を上回った。一方で、「まったく知らない」と回答した人は 37.5%と、前回調査(41.7%)を下回ったが、ユニバーサルデザインの認知や理解がまだ十分でないことがうかがえる。

2 活用方針

人権尊重の社会づくりをより一層進めるため、基本的な人権施策である人権教育・啓発の推進や「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」による相談支援などの施策を一層進める。加えて、様々な県の施策において活用し、人権施策を総合的に推進していく。

また、関係団体をはじめ県民にも公表し、それぞれの活動に生かしていただくことも期待する。

3 今後の予定

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(12/26)を開催し、この調査結果を踏まえた今後の施策の方向性などについて、意見を伺う。

なお、今後、詳細な集計結果を報告書としてまとめる予定。併せて、広報紙やパネル展などにより県民に対して積極的に周知を図る。

《参考》

1 今回の調査の概要

- (1) 対 象：20 歳以上の県内に暮らす者 約 3,000 名
- (2) 回 答 者：1,535 名(回収率 51.6%)
- (3) 調 査 時 期：平成 23 年 2～3 月
- (4) 調 査 項 目 数：34 項目

2 過去の実施状況

第 1 回：平成 9 年 8 月、第 2 回：平成 17 年 2 月